

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請）

第24条の2 被保険者は、条例第2条の2の規定により傷病手当金の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療傷病手当金支給決定通知書又は不支給決定通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日条例第3号）附則の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。